

令和8年4月1日

太子町立小中学校 児童生徒の保護者の皆様  
地域の皆様へ

太子町教育委員会  
教育長 中道 雅夫

### 子どもたちへのより良い教育の実現に向けて

平素より、太子町の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本町では、子どもたち一人ひとりの学びと成長を支えるため、教育の質の向上に取り組んでいます。

その実現には、教育職員が子どもと向きあう時間を確保し、安心して教育活動に専念できる環境づくりが重要です。令和7年6月、給特法の一部を改正する法律が成立し、それをふまえ本町においても、「太子町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置計画」を策定いたしました。これらの取組みは、子どもたちへのより良い教育につながると考えております。

つきましては、本取組みの趣旨をご理解いただき、学校教育活動へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 《主な取組み》

##### ◇勤務時間中における職員の休憩時間（45分）の確保

教育職員の心身の健康を確保するため、労働基準法第34条に基づき、勤務時間中における休憩時間が適切に確保されるよう努める。

##### ◇定時退校日、学校閉庁日の設定

週に1回の定時退校日の推進と夏季休業の期間中に6日間（8月10日～15日）の一斉閉校期間の設定。

##### ◇子どもをまんなかにした安心できるコミュニケーションに向けて「ココミ.ガイドブック」の策定

- ・教育職員の勤務時間について ・電話・インターネット等を利用した連絡の取り方について
- ・地域と家庭、学校が協力して子どもを見守るために共に理解したいこと 等

**\*各校においても、業務の見直しや校内での工夫を重ね、子どもと向き合う時間の確保に向けた取組みを進めてまいります。**



業務量管理・健康確保措置計画



ココミ.ガイドブック

#### 【問い合わせ先】

太子町教育委員会 教育総務課  
学務指導担当  
TEL：0721-98-5533